

## 法人住民税の届出について

大町市で新たに法人を設立、事業所等を市内に設置した場合、または、既に大町市に届出している事項に変更があった場合、それぞれに届出が必要です。

詳細につきましては、以下のとおりです。

必要となる書類を添えて、届出書の提出をお願いします。

### 1. 設立、休業、解散、閉鎖の場合

必要となる届出書		法人設立（設置）異動等申告書		
異動の区分		登記簿謄本等写し （履歴事項全部証明書）	定款、総会議事録、 または規約写し	その他の書類
設立、本店の転入		○	○	
支店等の設置		○	○	
支店等の廃止		○	○	
解散、本店の転出		○		
休業		○		長野県に提出した休業届の写しでも可
合併	存続会社	○	○	合併契約書
	消滅会社	○		
清算		○		

### 2. 既に登録のある法人で届出の内容に変更がある場合

必要となる届出		法人設立（設置）異動等申告書		
異動の区分		登記簿謄本等写し （履歴事項全部証明書）	定款、総会議事録、 または規約写し	その他の書類
申告期限の延長の特例				所轄税務署長に提出した申告書（控）の写し
事業年度変更			○	
その他の登記事項変更 （商号、代表者、資本金、所在地等の変更）		○		

### 3. 受付窓口

総務部税務課税務係（市役所本庁1階 11番窓口）

電話 0261-22-0420 内線 444

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

#### 郵送の場合

〒398-8601（住所記載不要）

長野県大町市大町3887番地

大町市役所税務課税務係 法人住民税担当 あて